第１号議案資料

事　務　局

第１号議案　広域漁業調整委員会委員の選出について

【理　由】

日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、漁業法第１５３条第３項第１号の規定により互選された者が充てられております。当海区からは、川﨑芳彦副会長が選任されておりますが令和７年９月３０日で任期満了となることから次期委員を選任する必要があります。

委員選出の協議をお願いします。

【添付資料】

資料１　　広域漁業調整委員会について

参考資料　　日本海・九州西広域漁業調整員会委員名簿

【漁業法　第１５３条 第３項 第１号】

３　日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各１人

資料　1

広域漁業調整委員会について

◆ 委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置。また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会も合わせて設置。

・太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）

・瀬戸内海広域漁業調整委員会

・日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

◆ 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項(当面は国が作成する資源回復計画に関する事項が中心)について協議調整を行う。

① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚類等の資源管理についての検討

② 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動

③ ①に関連する漁業調整

◆ 委員の構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者並びに学識経験者で構成する。(日本海・九州西広調委の委員数２９名)

事務局：水産庁
主な協議内容：資源管理に係る協議
・クロマグロに関する委員会指示
・資源回復計画対象魚種の広域的な資源管理：アカガレイ、ズワイガニ、マサバ、マアジ、マイワシ等
・国が行う特定漁場整備事業(フロンティア漁場整備事業)

広域漁業調整委員会の海域区分

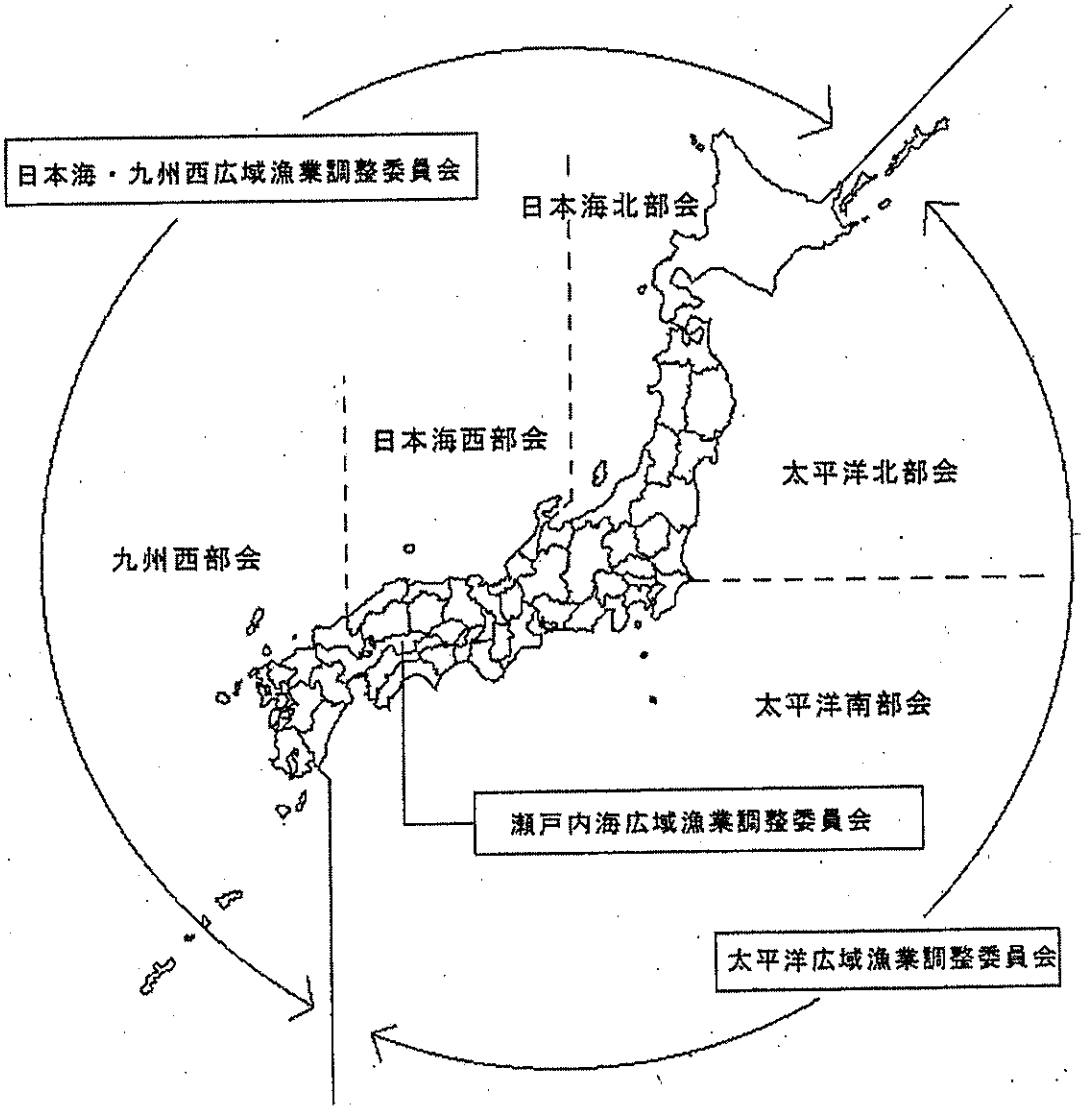

参考資料

日本海・九州西広域漁業調整委員会　委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）
定　　員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）
任　　期：４年 大臣選任委員（第６期）：2022年 6月1日～2026年5月31日
道府県互選委員（第６期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分		氏名	現職
道府県互選	北海道	工藤（クドウ） 幸博（ユキヒロ）	檜山海区漁業調整委員会会長
	青森県	立石（タテイシ） 政男（マサオ）	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理
	秋田県	大竹（オオタケ） 敦（アツシ）	秋田海区漁業調整委員会委員
	山形県	加藤（カトウ） 栄（サカエ）	山形海区漁業調整委員会会長
	新潟県	土屋（ツチヤ） 貞男（サダオ）	新潟海区漁業調整委員会会長
	富山県	網谷（アミタニ） 繁彦（シゲヒコ）	富山海区漁業調整委員会会長
	石川県	勝木（カツキ） 省司（ショウジ）	石川海区漁業調整委員会委員
	福井県	鈴木（スズキ） 聖子（セイコ）	福井海区漁業調整委員会会長代理
	京都府	川崎（カワサキ） 芳彦（ヨシヒコ）	京都海区漁業調整委員会委員
	兵庫県	川越（カワゴエ） 一男（カズオ）	但馬海区漁業調整委員会副会長
	鳥取県	朝日田（アサヒダ） 卓朗（タクロウ）	鳥取海区漁業調整委員会委員
	島根県	中東（ナカヒガシ） 達夫（タツオ）	島根海区漁業調整委員会会長
	山口県	中島（ナカシマ） 均（ヒトシ）■	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長
	福岡県	富重（トミシゲ） 信一（シンイチ）	筑前海区漁業調整委員会会長
	佐賀県	後藤（ゴトウ） 政則（マサノリ）	松浦海区漁業調整委員会委員
	長崎県	高平（タカヒラ） 真二（シンジ）	長崎県北部海区漁業調整委員会委員
	熊本県	平山（ヒラヤマ） 泉（イズミ）	有明海区漁業調整委員会委員
	鹿児島	阿久根（アクネ） 金也（キンヤ）	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長
	沖縄県	藤田（フジタ） 喜久（ヨシヒサ）	沖縄海区漁業調整委員会委員
大臣選任	漁業者代表	岩田（イワタ） 祐二（ユウジ）	山陰旋網漁業協同組合　代表理事組合長
		本川（モトガワ） 貴広（タカヒロ）	大栄水産株式会社　代表取締役社長
		佐藤（サトウ） みゆき	株式会社タカスイ　総務部長
		伊藤（イトウ） 保夫（ヤスオ）	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡（ヨシオカ） 力男（リキオ）	兵庫県機船底曳網漁業協会　理事
		宮本（ミヤモト） 洋平（ヨウヘイ）	山口県以東機船底曳網漁業協同組合　代表理事組合長
		山内（ヤマウチ） 得信（トクシン）	那覇地区漁業協同組合　代表理事組合長
	学識経験	波積（ハヅミ） 真理（マリ）	熊本学園大学商学部　教授
		田中（タナカ） 栄次（エイジ）▲	東京海洋大学　名誉教授
		合瀬（オオセ） 宏毅（ヒロキ）	アグリフューチャージャパン理事長

※　▲は会長、■は会長職務代理者

第２号議案資料

京　都　府

第２号議案　小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料２　　小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について（諮問）

参考資料　京都府漁業調整規則

資料 2

7漁調委 第17号
-7.6.24
京都海区漁業調整委員会

7水事第264号
令和7年6月24日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇　隆俊　京都府知事印

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条により読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

許可を申請すべき期間：令和7年7月1日～令和7年7月31日
制限措置：別紙のとおり
許可の有効期間：
【京都府内の漁船】令和7年9月1日～令和12年8月31日
【京都府外の漁船】令和7年9月1日～令和8年8月31日

担当	水産事務所漁政課
TEL	0772-22-4438

別　紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期※)	漁業を営む者の資格	条　件
手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	１隻	１５トン未満	京都府沖合海面	９月１日から翌年５月３１日まで	京都府に住所を有する者	兵庫県美方郡余部崎突端と京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市猫崎突端から京丹後市経ヶ岬突端正北３海里の点と舞鶴市沖ノ鳥島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。
	１４隻（許可期間１年、継続許可の規定なし）	１０トン未満	東経１３５度２０．０分の線以東の京都府沖合海面		「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第２の２に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	（１）　日没２時間後から日の出２時間前までは操業してはならない。ただし、１１月６日から翌年５月３１日までは除く。 （２）　船橋の最も見易い箇所に幅３０センチメートルの赤色帯を塗布し、その中央に白色をもって地区別番号を記入しなければならない。 （３）　京丹後市経ヶ岬突端正北３海里の点と舞鶴市沖ノ鳥島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。
	９隻（許可期間１年、継続許可の規定なし）	１０トン以上１５トン未満				

参考資料

○　京都府漁業調整規則（抄）

令和２年 11 月 18 日
京都府規則第 54 号

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条　知事は、許可(第７条第１項及び第 14 条第１項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第 14 条第１項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

（1）～（5）　略

2　前項の申請すべき期間は、１月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、１月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3　知事は、第１項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第 14 条　次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第９条第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

（1）　許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第４号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

（2）～（4）　略

◆　新たな府漁業調整規則に基づく知事許可の運用について、以下の対船許可は短期許可（１年)、かつ継続扱いとせず毎年の許可更新時に新規許可と同じく制限措置及び申請期間の公示を経て許可事務を行うこととする。

○　かごなわ漁業（ばい貝かごなわ漁業）
○　他県から府沖合に入漁する小型機船底びき網漁業（手繰第１種）
○　他県から府沖合に入漁する小型いか釣り漁業

報告事項（1）

事　務　局

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

【内　容】

令和７年５月１２日、山口市において令和７年度第６１回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催され、京都海区からは、葭矢会長と本多次長が出席しました。

第１号から５号までのすべての議案について承認されました。

要望書（案）の内容は、報告資料のとおりです。

また、第１８期前期(令和７年５月から令和９年５月までの２年間)について、当海区から全漁調連の副会長を選出することが決まり、葭矢会長を副会長へ選任することとなりました。

【添付資料】

報告資料１－１	令和７年度通常総会次第
報告資料１－２	令和７年度通常総会第３号議案(一部抜粋)
報告資料１－３	第１８期前期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧（第５号議案：別紙)

要望の結果等については、７月２３日の全漁調連による省庁への要望活動の後、報告があります。

なお、要望活動には葭矢会長が出席予定です。

詳細は次回以降の委員会で報告します。

報告資料1－1

令和７年度通常総会次第

１　開　　会

２　会　長　挨　拶

３　来　賓　祝　辞

４　議　長　選　出

５　議　　事

第１号議案　令和６年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について（田各）

第２号議案　令和７年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について（田各）

第３号議案　協議事項（中央要望活動）

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について
Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について
（田各）

Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ　外国漁船問題等について　（田各）

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

第４号議案　次期通常総会の開催地について（田各）

第５号議案　役員選出について

６　表　　彰

７　講　　演

８　閉　　会

報告資料１－２

令和７年度通常総会（第６１回）
第　３　号　議　案

協議事項（要望活動）

令和７年度　全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ　外国漁船問題等について

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

令和７年度　全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和２年１２月１日、７０年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後４年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産資源の許可、新たなＴＡＣ制度による資源管理や対象魚種拡大の動きなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じている一方、これまでの資源管理の定着により、資源の回復がみられています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したＴＡＣ候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行ＴＡＣ魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やＩＱ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことがこれまで以上に必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全

を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに、強い憤りを感じています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和７年５月１２日の第６１回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和７年５月

全国海区漁業調整委員会連合会
会　長　中　島　　均

全要望項目

Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ 外国漁船問題等について

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

※下線の項目については、当海区の要望内容を含む

新規（一部）要望項目

1　事務局職員の資質向上について

（Ⅰ４海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について）

事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。

2　いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

（Ⅲ２定置網等における管理手法の確立及び支援措置）

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

全要望項目（※当海区関連項目のみ抜粋：下線部が当海区の要望内容）

Ⅲ　太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組が定着し資源の回復が見られている中、漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加し、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

１ クロマグロ資源の適正利用

①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア　日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）等国際会議で、引き続き議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。

イ　資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア　沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ　来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。

また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。

ウ　定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ　枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や都道府県の漁獲枠を裁量で管理できるよう検討すること。また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保からの上乗せ配分については、当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア　広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すとともに、資源の回復による漁獲枠の増大に見合った新規承認を実現し、これを維持すること。

イ　大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県

の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

2　定置網等における管理手法の確立及び支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア　定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

イ　大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

ウ　大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、ＩＱによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

②混獲回避及び適切な数量管理

ア　混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ　いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

【新規】

ウ　適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア　クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ　混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ　漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ　迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ　産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

カ　いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。

④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3　遊漁者等の操業自粛措置

ア　周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導

し、違反者への取締を強化すること。

イ　採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

ウ　遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和６年４月、北太平洋漁業委員会（ＮＰＦＣ）で、令和６年の措置として、公海におけるＴＡＣを１５万トンから１３．５万トンに削減する等の措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

１　沿岸漁業と沖合漁業の調整

①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整

が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。
③カツオ、スルメイカにおける漁業調整
カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、ＴＡＣ管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。
④海洋環境の変化への対応
海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。
漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。
⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応
いわゆる「もうかる漁業」や「ＩＱの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

２　マサバ太平洋系群の適正利用
①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理
親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。
我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。
伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。
②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定
目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。
③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施
漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その

減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

３ カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、沿岸小型船によるひき縄漁業が安定した操業の確保ができるよう、大臣許可漁業と沿岸ひき縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

４ 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、ＴＡＣの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。

公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

５ 沖合漁業の操業秩序の確立

①ＶＭＳ情報の多様な活用

沿岸資源の適正な利用や資源管理推進のための新たなロードマップ（令和６年３月１５日公表）の取組み、資源評価の向上等のため、ＶＭＳ情報による操業実態の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

②ＶＭＳを有効に活用した取締強化

ＶＭＳ情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、禁止区域での水中集魚灯の使用などＶＭＳだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

③ＡＩＳの利用普及

ＡＩＳの利用普及に努めるとともに、ＡＩＳが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はＡＩＳを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

６ 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元のみだけでなく漁場利用等で関係する他都道府県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、ＴＡＣ魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

１ 改正漁業法施行後の事務の円滑化

①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和６年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

２ 新たな資源管理措置等

①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、ＴＡＣのみを前提とすることなく、

漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないなど、ステークホルダー会議で丁寧な説明、議論を尽くし、地域の実情に見合った内容で進めること。

②ＴＡＣ対象魚種追加の慎重な議論

ＴＡＣ対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をＴＡＣ対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、ステップアップ期間中に丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

ＴＡＣ魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1　遊漁と漁業の調整

①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア　地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極

的な広報等の施策を講じること。
イ　遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。
ウ　より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。
②スピアフィッシングに対する規制強化
漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。
③遊漁者の資源利用の実態把握
国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備
漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。
漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。
都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

2　プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止
①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化
プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。
さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化す

ること。

②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボート等による危険行為の防止

①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（ＳＵＰを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がＦＲＰ成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボー

トの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

報告資料１－３

別紙

（第　5　号　議　案）

第18期前期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧

※令和７年５月７日現在

会　長	中島　　均	（山口県日本海海区）
副会長（会長職務代理）	勝木　省司	（石川海区）
副会長	松本　光明	（青森県東部海区）
副会長	未決定（5/22）	（京都海区）　⇒　葭 矢　護
副会長	田沼　政男	（兵庫県瀬戸内海海区）
副会長	半田　亮司	（福岡県連合海区）
理　事	未決定（6 月）	（北海道連合海区）
理　事	尾定　　誠	（宮城海区）
理　事	清水　信宏	（茨城海区）
理　事	山下三千男	（愛知海区）
理　事	加藤　　栄	（山形海区）
理　事	土屋　貞男	（新潟県連合海区）
理　事	未決定（5/26）	（琵琶湖海区）
理　事	井本　瀧雄	（岡山海区）
理　事	北尾登史郎	（香川海区）
理　事	木下　　清	（高知海区）
理　事	橋本　　孝	（熊本県連合海区）
理　事	阿部　貴史	（大分海区）
監　事	未決定（6 月）	（北海道連合海区）
監　事	櫻本　和美	（神奈川海区）
監　事	未決定（7 月）	（鹿児島県連合海区）

報告事項（２）

事　務　局

大中型まき網漁業との調整について

【内　容】

令和７年６月１１日に開催されました「中部日本海まき網漁業協議会船主部会」に出席し、「大中型まき網漁業との調整を考える会」から要望書が提出されましたので、その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料２	申入書類：京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について
参考資料	大中型まき網漁業との調整について (中部日本海まき網漁業協議会船主部会の結果概要)

報告資料２

令和７年６月１１日

中部日本海まき網漁業協議会
会　長　　石井　功　様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長　　葭　矢　　護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候　益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、19年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただき、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えてAIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成28年以降、「10月～11月末」から「11月～12月末」へ変更の上、要望しているところですが、御存知のとおり12月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行

われており、まき網船の出入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項１～４に加え、本会の要望事項５～８について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

1　大グリ、冠島周辺において３月～４月末まで、１１月～１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

2　禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。

3　地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

4　舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速（８ノット以下）で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

5　海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

6　マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。

7　白石礁周辺において１１月から１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

8　テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

参考資料

大中型まき網漁業との調整について
(中部日本海まき網漁業協議会船主部会の結果概要)

1 開催日時 令和７年６月１１日(水) 午後4:15～5：00

2 開催場所 石川県金沢市昭和町 16-3 ANA クラウンプラザホテル金沢

3 出席者

水産庁職員、石川県職員、島根県職員、(一社)全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、西日本魚市(株)、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員５社（石巻漁業(株)、東洋漁業(株)、若葉漁業(株)、共和水産(株)、東海漁業(株)）及び１組合（輪島漁業生産組合）

※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席

4 要望活動

大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図、京都府海面の操業ルール等を用いて、中部日本海まき網漁業協議会へ下記の決議事項の確認と、要望事項について申し入れを行いました。

【決議事項】

(1) 大グリ、冠島周辺において３月～４月末まで、１１月～１２月末までは地元船等に配慮して操業を自粛する。

(2) 禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。

(3) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

(4) 舞鶴港などの出入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速（８ノット以下）で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

(5) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際はレーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

(6) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。

(7) 白石礁周辺において１１月から１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

(8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

５ て ん 末

申し入れの内容については、中部日本海まき網漁業協議会が関係船団の会員と協議の上、結論をまとめて後日文書で回答されます。